

森林整備関係事業における土日完全週休2日制工事 (発注者指定型) 試行要領

(目的)

第1条 森林整備保全事業(森林整備関係事業)の工事については、将来の担い手不足が大きな課題となっている。担い手確保には、森林施業現場における労働環境の改善が必須であるため、週休2日(4週8休)の普及に向けて土日完全週休2日制工事を試行する。

(定義)

第2条 土日完全週休2日制工事(以下「週休2日」という。)とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間¹として、現場閉所²を原則、すべての土曜日と日曜日に行うものをいう。

2 この要領において、週単位の週休2日とは、対象期間内のすべての週における現場閉所の達成状況が、1週間(月曜日から日曜日まで)のうち2日間以上であることをいう。(別紙2)

3 この要領において、月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上(各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数=28.5%以上)であることをいう。

なお、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休(各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数=28.5%)に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、4週8休以上(各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数=28.5%以上)を達成しているものとみなす。(別紙2の)

1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇(3日間)
- ・年末年始休暇(6日間)
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災(豪雨、出水、土石流、地震等)に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

なお、週単位の週休2日の場合において、対象となる週が1週間(月曜日から日曜日)に満たない週、発注者の指示による土日作業(同一週内での指示に限る)を行った週は対象期間から除く。(別紙2の 、)

また、なお、月単位の週休2日の場合において発注者の指示による土日作業(同一週内での指示に限る)を行った日、暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。(別紙2の、)

- 2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(対象工事)

第3条 森林整備保全事業設計積算要領(平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知)の工種区分「森林整備」を適用する工事とする。ただし、以下の案件については対象外とする。

契約工期が、50日未満の工事
現場閉所困難な工事

(入札公告等への明示)

第4条 発注者は、入札公告において、「土日完全週休2日制工事(経費補正あり)(週単位)」である旨を明示する。

(経費の計上)

第5条 当初設計における週休2日制に関する経費は、月単位の週休2日の現場閉所を前提とした補正係数(別紙1の)を乗じたそれぞれの経費(労務費、共通仮設費率、現場管理費率)を計上するものとする。

- 2 受注者は、週単位の週休2日に取り組むことを希望するかについて、工事着手前に発注者へ様式1により報告するものとする。

取組を希望しない場合は、月単位の週休2日に取り組むものとする。

- 3 工事の精算にあたり、週単位の週休2日に取り組むことを希望しない場合、または、週単位の週休2日は達成できなかったものの、月単位の週休2日を達成した場合は、月単位の補正係数(別紙1の)に減額変更するものとする。

また、月単位の週休2日及び通期の週休2日を達成できなかったものについては、補正分を減額変更する。

- 4 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天(降雨・降雪等)により休工した日も現場を閉所した日数に含む。

なお、週休2日の算定においては実際に現場閉所した日の週または月で現場閉所日数を算定すること。

- 5 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。

(週休日の振替え)

第 6 条 受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、発注者との協議により土日に代わる現場閉所日 (以下、「代替休日」という。) を設定することができる。

ただし、災害対応等で代替休日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、発注者との協議により現場閉所による週休 2 日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。

週休日の振替えに関する考え方は、別紙 2 及び別紙 3 のとおりとする。

附則 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

【別紙 1 補正係数】

週単位の週休 2 日 (4 週 8 休以上)

- ・ 労務費 : 1 . 0 2
- ・ 共通仮設費率 : 1 . 0 2
- ・ 現場管理費率 : 1 . 0 3

月単位の週休 2 日 (4 週 8 休以上)

- ・ 労務費 : 1 . 0 2
- ・ 共通仮設費率 : 1 . 0 1
- ・ 現場管理費率 : 1 . 0 2

【別紙2 週単位の週休2日の考え方】

週単位の週休2日とは、対象期間内のすべての週における現場閉所の達成状況が、1週間（月曜日から日曜日まで）のうち2日間以上であることをいう。

週単位の週休2日の達成状況については、以下のとおり判断し、対象期間全ての週毎の達成状況を確認したうえ、その達成状況に応じて、経費補正を評価する。

準備期間や片付期間が含まれる場合

月	火	水	木	金	土	日
準備期間 (対象外)		対象期間 →			現場閉所	現場閉所

週単位の達成状況 : この週は対象外（対象期間が1週間未満）

月	火	水	木	金	土	日
			対象期間 ←	片付期間 (対象外)		

週単位の達成状況 : この週は対象外（対象期間が1週間未満）

同一週内での指示による土日作業（緊急対応等）を行った場合

月	火	水	木	金	土	日
指示日					緊急対応	現場閉所

週単位の達成状況 : この週は対象外（緊急対応のため） 1

- 1 週単位において、発注者の指示による土日作業（同一週内での指示に限る）を行った週は、対象期間から除く。

1週間以上前に判明した土日作業（現場見学会等）を前後2週間以内の平日に振替えた場合

月	火	水	木	金	土	日	
	指示日		現場閉所			現場閉所	第A週
						現場閉所	第B週

振替え

第A週

週単位の達成状況 : 達成（1週間で2日の現場閉所）

第B週

週単位の達成状況 : 未達成（1週間で1日の現場閉所） 2

- 2 発注者の指示による土日作業は原則、現場閉所日を前後2週間以内の平日に振替えるものとするが、週をまたぐ振替えについては、振替えた先の週における現場閉所日として扱うものとする。

【別紙3 月単位の週休2日の考え方】

月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数 = 28.5%以上）であることをいう。

なお、下記 の場合も4週8休以上達成とみなす。

暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。（A月、B月）

A月（パターンA）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ A月すべてが対象期間の場合

$$\frac{8 \text{ 日 (土日日数)}}{30 \text{ 日 (対象日数)}} = 26.66\%$$

4週8休に満たないが、A月は8日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

B月（パターンB）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ B月22日から対象期間が始まる場合

$$\frac{2 \text{ 日 (土日日数)}}{9 \text{ 日 (対象日数)}} = 22.22\%$$

4週8休に満たないが、B月は2日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。
（C月）

C月（パターンC）						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- ・ C月4日で対象期間が終わる場合
- ・ C月29日から対象期間が始まる場合



暦上の土日を含まないため、対象期間から除く

土日完全週休 2 日制工事（発注者指定型（経費補正あり）（週単位））

週単位の週休 2 日の実施について

以下のいずれかを にしてください。

：当社は週単位の週休 2 日を実施します。

：当社は週単位の週休 2 日を実施せず、月単位の週休 2 日に取り組みます。

令和 年 月 日

工事名

会社名

現場代理人